

第8章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、「第5章 災害応急対策計画」に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を立て、早期復旧の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

幕別町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものである。

2 災害復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道災害復旧事業計画
 - ク 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところによる予算の範囲内において、国及び道がその全部または一部を負担し、または補助する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。